

ライフ＆マネープラン

「年金について知っておきたいこと」

このコーナーでは、転職、退職など人生の転機で役に立つ、生活設計におけるマネープランをご紹介します。
忙しい社会人は、日々の仕事を優先しがちですが、仕事と同じくらい将来を見据えたマネープランは大切です。今回は、公的年金の手続きや受給の流れなどを簡単におさらいしましょう。



公的年金の手続き

①ねんきん定期便で記録に漏れや誤り、これまでの加入履歴の記録がつながっていないかどうか確認しておきましょう。記録に漏れや誤りがある場合には回答票を返送します。ねんきん定期便の見方がわからない場合は、ねんきん定期便・

ねんきんネット専用ダイヤルに照会しましょう。

なお、最近では、日本年金機構がインターネットでも自分の年金加入記録が確認できる「ねんきんネット」のサービスを開始しています。申込み手順など、詳しくは、「ねんきんネット」で検索してください。



再就職するまでに間がある場合に注意したいこと

在職中に厚生年金に加入していた人（第2号被保険者）が退職すると「第1号被保険者」となり、種別変更の手続きをして保険料を自分で納付しなければなりません。また、扶養している妻（夫）は、在職中は第3号被保険者として保険料を納める必要がありませんでしたが、退職とともに「第1号被保険者」となります。同様に種別変更の手続きを行い、保険料を納める必要がありますので注意してください。どうしても保険料の支払いが難しい場合は、免除制度もあります。保険料を納めない、将来受け取る年金にも影響しますので、手続きは忘れずに行いましょう。

②年金の請求手続きは、年金支給開始の3カ月前に送付される「年金請求書」に必要事項を記入し、添付書類をつけて最寄りの年金事務所または年金相談センターなどで手続きを行います。厚生年金基金の加入期間がある方は国と加入基金（企業年金連合会）

の両方に年金の請求を。請求手続きが遅れても、5年間分はさかのぼって受け取れますが、5年を超えた分の年金が受け取れなくなります。早めの手続きが肝心です。
60歳になる前に年金請求書が送付されない方には、「年金に関するお知らせ」ハガキが送られてきます。受給資格期間が不足する場合など、合算対象期間（カラ期間）や共済組合期間を合算することによって年金の受給資格期間を満たしていることもありえます。また、任意加入によって受給資格を得られる場合もありますので、年金事務所（年金相談センター）またはねんきんダイヤルでご確認・ご相談ください。お問い合わせの際は、基礎年金番号が必要です。

年金受給の流れ

- 年金の決定後、約1〜2カ月後に「年金証書・年金決定通知書」が送付
 - さらにその約1〜2カ月後に「年金振込通知書」が送付され、初回分の年金が指定口座に入金
 - その後、偶数月の15日（金融機関が休業日の場合は前営業日）に前月までの2カ月分ずつが入金
 - 毎年6月に年金振込通知書が送付
- 詳しくは「知るぽると」ホームページの関連サイトを参照ください。
豊富なセカンドライフへの架け橋
「退職前後の手続き」
●年金O&A
●企業年金

■ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル

0570-058-555 (ナビダイヤル)
IP電話・PHSからは03-6700-1144
(受付時間)
月～金曜日9:00～20:00
第2土曜日9:00～17:00
※祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません

■ねんきんダイヤル

0570-05-1165 (ナビダイヤル)
IP電話・PHSからは03-6700-1165
(受付時間)
月～金曜日8:30～17:15
(ただし月曜日、休日明けの初日は19:00まで延長)
第2土曜日9:30～16:00
※祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません

〈基礎年金番号〉

基礎年金番号は、共済組合を含めて、加入する年金制度が変わっても、1人の人が一生使う番号です。平成8年12月に公的年金制度に加入していた方には「基礎年金番号通知書」が送付されています。この通知書を年金手帳と一緒に大切に保管しましょう。平成9年1月以降に公的年金制度に加入した場合は、年金手帳に基礎年金番号が印字されています。

〈年金手帳〉

国民年金、厚生年金に加入した方には年金手帳が交付されます。この年金手帳は、加入制度が変わったときや、年金の請求手続きなど一生使いますので、大切に保管しましょう。年金手帳は、平成9年1月から「基礎年金番号」が印字された青色の表紙のものに変わっています。それ以前のオレンジ色の年金手帳、「厚生年金保険被保険者証」、黄土色の「国民年金手帳」も、使用できます。